

住宅リフォーム減税に関する工事証明が 1種類の証明書で行えるようになりました

これまでの証明書

耐震改修と省エネ改修を行い、
所得税と固定資産税の両方の特例措置を
受けようとする場合
→①住宅耐震改修証明書
②増改築等工事証明書
③固定資産税減額証明書
の3種類の証明書が必要

どの証明書が
どの特例に対応
しているのか
わかりづらい



3種類

4月以降の証明書

耐震改修と省エネ改修を行い、
所得税と固定資産税の両方の特例措置を
受けようとする場合
→**増改築等工事証明書**
の1種類の証明書が
あればOK※1

使うべき
証明書が
明確！



1種類

|申請する特例と提出する証明書との対応関係|

工事の内容	税目	平成29年3月31日まで※2の証明書	平成29年4月1日以降※2の証明書
耐震改修	所得税	住宅耐震改修証明書	増改築等工事証明書 ※地方公共団体の長が発行する場合は、 住宅耐震改修証明書
	固定資産税	固定資産税減額証明書	
省エネ改修	所得税	増改築等工事証明書	増改築等工事証明書
	固定資産税	熱損失防止改修工事証明書	
バリアフリー改修※3	所得税	増改築等工事証明書	
同居対応改修	所得税	増改築等工事証明書	
長期優良住宅化 リフォーム	所得税	(平成29年4月1日より 制度創設)	
	固定資産税		

※1：所得税・固定資産税の両方を申請する場合、それぞれの申請に証明書の写しを用いることはできませんので、同じ証明書を2通発行する必要があります。

※2：耐震改修を除く所得税の特例については工事完了後に居住を開始した日、それ以外の特例については工事が完了した日で判断します。

※3：バリアフリー改修の固定資産税の特例については、工事証明書様式の指定はありません。

住宅リフォーム減税の工事証明書について(平成29年4月改正)

- これまでの住宅リフォーム減税に係る工事証明書は、減税を受ける税目や、施工した工事内容によって異なる様式(全4種類)が定められており、複数の減税を申請する場合は手続が煩雑となっていた。
- このため、**増改築等工事証明書・住宅耐震改修証明書の2種類に統一し、制度の利用促進を図る。**

工事内容 税目	耐震改修以外	耐震改修
所得税	増改築等工事証明書 建築士等	住宅耐震改修 証明書 建築士等 地方公共 団体の長

工事内容 税目	耐震改修以外	耐震改修
所得税	増改築等工事 証明書 建築士等	住宅耐震改修 証明書 建築士等 地方公共 団体の長

工事内容 税目	耐震改修以外	耐震改修
固定資産税	熱損失防止改修 工事証明書 建築士等	固定資産税 減額証明書 建築士等 地方公共 団体の長

内は証明書の発行主体

※建築士等：建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人
※耐震改修に係る特例(所得税・固定資産税)については、建築士等だけでなく、地方公共団体の長も工事証明書を発行可能。